



中国四国環境局

Chugoku-Shikoku Environment Bureau



管内概要



新たな船出へ！『中国四国環境局』！

中国四国環境局のVision & Mission

～まもり、つなげ、みがき、みらいへ～

2026年7月、私たちは、中国四国環境局として新たな出発を果たします。
これを機に、私たちが目指す未来や組織理念について、若手職員からベテラン職員まで
いろいろなアイデアを出し合いました。

「私たちが何を目指していくのか」
「私たちが地域の皆さんと一緒にできることは何か」

そして、このVisionとMissionが、中国四国環境局が目指す未来です。

地域の皆様と手を取り合いながら、よりよい未来を目指して
これからも歩んでいきます。

Vision（目指す未来）

魅力ある地域をまもり、つなげ、磨き、
100年後も豊かな未来に伝えていく



Mission（使命と姿勢）

- ・地域の皆さまが守り育てている自然と暮らしをこれから先、
100年後にもつなぎ、より豊かなものにしていきます。
- ・そのために、地域課題解決に向けて地域に寄り添い、
様々なご意見に耳を傾け、ともに考えて行動し、成長につなげ、
頼られる組織を目指します。



地域脱炭素創生室の業務内容

地域脱炭素創生室では、「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」に基づく地域の脱炭素化に向けて、関係各省庁の地方支分部局と水平連携し、「地域脱炭素ロードマップ」に基づく積極支援の実施に取り組んでいます。また、管内各地域に対する「ワンストップ窓口」として、各地域の地方公共団体・地域金融機関・地域企業等のあらゆるステークホルダーから相談を受け、脱炭素化に向けた地域づくりをきめ細かく支援し、同時に、地域課題の解決と地域活性化に取り組んでいます。



脱炭素先行地域づくり事業・重点対策加速化事業の推進【主に地方公共団体向け】

地域脱炭素ロードマップに基づく「脱炭素先行地域」「脱炭素重点対策実施地域」の取組を実施している地方公共団体等の支援に取り組んでいます。

中国四国地方の地域脱炭素に関する地方支分部局連絡会の事務局を担っています。



脱炭素先行地域



脱炭素先行地域・脱炭素重点対策実施地域



地方公共団体における脱炭素に向けた計画づくりの支援【地方公共団体向け】

地球温暖化対策推進法に基づく「地方公共団体実行計画」の策定・改定を行う地方公共団体等の支援に取り組んでいます。



脱炭素経営等の促進【民間事業者向け】

「脱炭素経営」、「ESG地域金融」等の促進を図り、地域企業や地域金融機関等の脱炭素化の支援に取り組んでいます。



地域脱炭素フォーラム2025（広島県広島市、香川県高松市）



地域脱炭素の取組に関する関係府省庁の主なツール・枠組みの紹介【全主体向け】

地方公共団体、地域金融機関、民間事業者等に国の支援メニューを紹介し、活用の促進を図っています。



イベント等の開催・講演【全主体向け】

国の施策・予算等の情報発信など、地域特性に応じたセミナー、説明会等を開催しています。



水力発電（高知県梶原町）



地域脱炭素ロードマップ（出典：内閣官房ホームページ）

(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/datsutanso/pdf/20210609_chiiki_roadmap_gaiyou.pdf)

※資料中の「地方環境事務所」「環境事務所」は令和8年7月1日より「地方環境局」に名称変更



バイオマス発電（岡山県真庭市）

資源循環・災害廃棄物対策課の業務内容

資源循環・災害廃棄物対策課では、廃棄物の適正処理を確保しつつ、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を促進し、また循環型社会を実現するため、関係機関と連携し、各種の廃棄物・リサイクル対策に取り組んでいます。



災害廃棄物対策

災害発生時には、大量の廃棄物が発生し迅速かつ適正な処理が求められることから、地方公共団体に対し、災害廃棄物の適正処理についての支援等を行っています。

災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、災害時の廃棄物対策に関する連携強化を図るため「災害廃棄物対策中国／四国ブロック協議会」を設置し、平時より情報交換、訓練やセミナー等を通じた連携強化を図っています。

全国規模の災害廃棄物対策に係る支援として、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)や災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)を整備・運用しています。

災害等が発生した際には、現地調査等の実施により、災害廃棄物の発生状況及び災害廃棄物処理施設の被害状況を把握するとともに、被災自治体に対し、災害廃棄物処理の実施及び補助金関連等について適宜支援・助言を行っています。



循環型社会の構築

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産・消費・廃棄の各段階における廃棄物の発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の「3R」を進めることにより、サーキュラーエコノミー及び循環型社会の構築を目指し、取組を進めています。

循環型社会のライフスタイル「Re-style」を提唱し、多くの方が楽しみながら3Rを暮らしの中に取り入れていただけるよう、普及啓発を図っています。

プラスチック資源循環法の下、プラスチック製品の設計から排出・回収・リサイクルに至るまで、プラスチックのライフサイクル全般に関わる「3R+Renewable」に取り組んでいます。

各種リサイクル法に基づき関係省庁と連携して関係事業者に対し、立入検査・調査を実施しています。また、食品リサイクル法では、食品廃棄物の再生利用に取り組む、再生利用事業者の登録に関する業務を行っています。

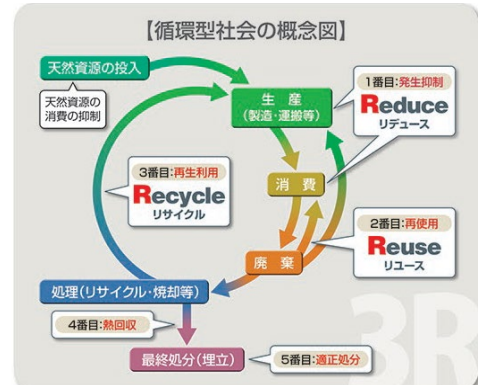


廃棄物の適正処理の推進

不法投棄防止対策のため他の行政機関等と連携し地域のパトロール調査や情報収集を行います。また、適正処理推進のため廃棄物の広域処理や有害廃棄物処理に係る認定制度の推進を図ります。

国際的な廃棄物問題の発生を防止するための特定廃棄物等輸出入に関する事前相談を行うとともに、税関との連携により不適正輸出入の疑いのある貨物について、立入検査を行っています。

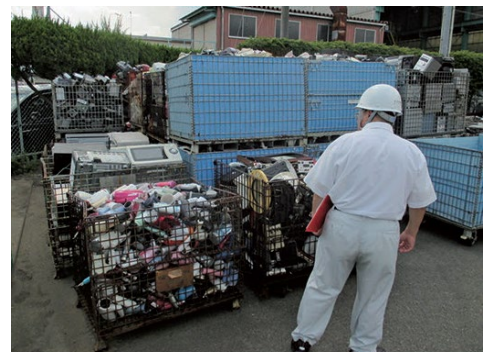
広域処理認定制度や、有害廃棄物の無害化処理認定制度申請に関する相談に対応しています。



出典:「3Rまなびあいブック」(大人向け)



平成30年7月豪雨で発生した災害廃棄物(岡山県倉敷市)
出典:災害廃棄物対策フォトチャンネル



小型家電リサイクル法に基づく立入検査



廃プラスチックの輸出時立入検査

環境対策課の業務内容

環境対策課では、地域における気候変動対策、環境保全活動や環境パートナーシップの構築、ESD推進のためのネットワークづくり等を推進しています。

また、石綿による健康被害を受けた方等に対する、医療費等支給制度に関する相談や申請の受付も行っています。



気候変動対策

気候変動適応法に基づき、「気候変動適応中国四国広域協議会」を組織し、中国四国地域における広域的な連携による気候変動適応に関する取組を推進しています。



環境影響評価(環境アセスメント)

環境影響評価法に基づき、事業者が行う環境アセスメントの審査を適切に行うため、地方公共団体等と連携しながら、地域における環境情報の収集整理等に取り組んでいます。



公害防止・化学物質対策

石綿による健康被害を受けた方及びそのご遺族に対し、医療費等を支給する制度の申請・請求や相談を受け付けています。

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関に関する事務を行っています。



環境保全活動・環境教育

環境教育等促進法に基づき、持続可能な地域づくりのために中間支援機能を発揮する環境パートナーシップオフィス(EPO)を設置・運営しています。管内にはEPOちゅうごく(広島市)と四国EPO(高松市)を設置しています。

また、地方ESD活動支援センターを設置し、ESD(持続可能な開発のための教育)推進のためのネットワークを構築しています。

EPOちゅうごく及び四国EPO、地方ESD活動推進センターと連携して、地域循環共生圏の創出に向けた取組を進めています。

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく瀬戸海における里海づくりや海ごみ(漂流ごみ等)対策に取り組んでいます。



〒730-0011
広島県広島市中区基町11-10合人社広島紙屋町ビル5階
TEL.082-511-0720 FAX.082-511-0723
URL: <https://epo-cg.jp/>

気候変動対策:緩和と適応は車の両輪

緩和: 気候変動の原因となる温室効果ガスの排出削減対策
適応: 現に生じている、あるいは、将来予想される気候変動の影響による被害の回避・軽減対策



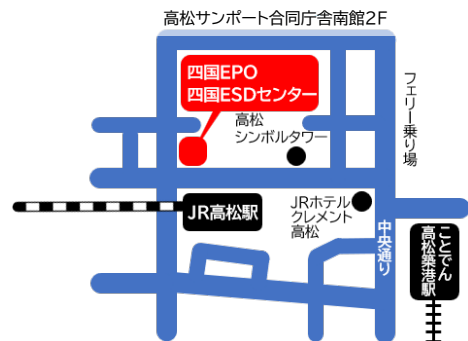
緩和と適応



アマモ場再生(里海づくり)の取組



EPOでのワークショップの様子



〒760-0019
香川県高松市サンプォート3-33 高松サンプォート合同庁舎南館2階
TEL.087-816-2232 FAX.087-823-5675
URL: <https://4epo.jp/>

国立公園課の業務内容

国立公園課では、瀬戸内海国立公園・大山隠岐国立公園・足摺宇和海国立公園の3か所の国立公園と笹ヶ峰自然環境保全地域等について、自然環境の保全・利用に関する業務を行っています。



国立公園の保護管理

日本の国立公園は、国有地だけでなく公・民有地も多く含まれており、集落や住宅地、農林漁業等の産業の場とも重複しています。このため、国立公園の保護管理は、このような人々のくらしや産業などとも調整を図りながら行っています。

1 公園計画の策定

公園計画とは、国立公園の自然をどのように保護するのか、またどのような利用環境を整備していくのかを定めた、国立公園の基本計画です。

国立公園の自然の風景地を守る公園計画を規制計画といい、特別地域、特別保護地区、海域公園地区、普通地域と大きく4地域に分け、自然風景に影響を及ぼす行為についてそれぞれ取り扱いを定めています。また、国立公園における適正な利用の促進や景観の保護を図るための施設に関する公園計画を事業計画といい、国立公園における利用の核心地である集団施設地区、野営場や園地などの単独施設、植生復元施設などの保護施設に関する計画を定めています。



ミヤジマトンボ(指定動物)

2 管理運営計画の策定

国立公園は、自然公園法に基づき管理されますが、その自然環境や社会的条件は地域ごとに異なります。このため、それぞれの地域の特徴や実情を踏まえた管理運営計画を策定し、より緻密な管理を行っています。管理運営計画書には地域の概要やビジョン、自然環境の保全や利用についての方針、建築物の形態や色彩など行為許可等の取扱方針といった管理方針を記載しています。



オニヒトデの駆除

3 公園の保護と利用

開発行為等の許認可業務

国立公園の優れた自然の風景を保護し、豊かな生物多様性を守るため、工作物の新築・改築・増築、動植物の捕獲・採取などの行為について許可業務を行うとともに、野営地や園地などの公園事業の執行について認可業務を行っています。

公園の保全・管理・利用に関する事業

指定動物の生息地保護のための調査や保全対策、利用拠点の美化清掃や外来生物の駆除等、きめ細かな国立公園の保全・管理を推進しています。また、国立公園満喫プロジェクトといった国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進するプロモーションなど国立公園の保護と利用の好循環により、優れた自然を守り、地域活性化を図っています。



外来生物駆除



自然環境保全地域の管理

笹ヶ峰自然環境保全地域の保護

自然環境保全地域は、優れた自然環境を維持し、保全することを目的として、自然環境保全法に基づき環境大臣が指定するもので、中国四国地方では笹ヶ峰が自然環境保全地域に指定されています。愛媛県と高知県にまたがる笹ヶ峰(1,859m)を中心とする山稜部では、ブナ林やシコクシラベ林、ササ群落やコムツツジ群落などの原生的な自然環境が健全な状態で保たれています。当地域がそのままの状態で保全されるよう管理を行っています。



笹ヶ峰自然環境保全地域



自然とのふれあいの推進

国立公園を訪れる多くの方が自然と触れ合うことができるよう、四季を通じた自然観察会等の各種プログラムの実施や、子どもたちを「子どもパークレンジャー」に任命し、自然や環境の大切さ等を学ぶ機会を提供する事業を実施しています。

また、「エコツーリズム」の普及・定着を推進する事業や、「ジオパーク」の取組と連携する事業なども実施しています。



子どもパークレンジャー

自然環境整備課の業務内容

自然環境整備課では、国立公園を訪れた人々が安全・快適に自然とふれあい、そして自然のことを楽しく学ぶことができるよう、公園計画に基づいた利用施設の整備及び維持管理・運営を行っています。

主な利用施設

ビジターセンター
園地
歩道
公衆便所
キャンプ場
展望施設
登山道



榎水高原園地 歩道、解説板(鳥取県伯耆町)



豪円山野営場 炊事棟(鳥取県大山町)

公園計画に基づき、国立公園を利用するうえで必要な施設の整備を行っています。

例えば、国立公園の自然について学ぶためのビジターセンターや解説板、自然とふれあうための園路や広場、自然の風景を眺望するための展望施設などの整備を行っています。



仙酔島 海岸歩道(広島県福山市)



三瓶山頂 トイレ (鳥根県大田市)

施設の維持管理・運営

利用施設の機能性や安全性を維持し、安全・快適に利用していただけるよう、定期的な点検や補修等を行っています。また、ビジターセンターにおいては、国立公園の自然をパネルや模型、映像等の展示によって分かりやすく紹介・解説するとともに、自然観察会や写真展などのイベントも実施しています。

大久野島ビジターセンター

(広島県竹原市)

- 休館日/
水曜日
(1～2月は水・木曜日)、
年末年始
- 開館時間/
9:00～16:00
- TEL.0846-26-0100



五色台ビジターセンター

(香川県坂出市)

- 休館日/
月曜日
(祝日の場合は翌平日)、
年末年始
- 開館時間/
9:00～17:00
- TEL.0877-47-2479



大山ナショナルパークセンター

(鳥取県大山町)

- 休館日/
年中無休
- 開館時間/
8:00～18:30
- TEL.0859-52-2165



竜串ビジターセンター(通称「うみのわ」)

(高知県土佐清水市)

- 休館日/
火曜日
(7～9月は無休)、
年末年始
- 開館時間/
9:00～17:00
- TEL.0880-87-9500



国立公園とは

国立公園とは、我が国を代表する傑出した自然の風景地を守り後世に伝えていくため、自然公園法に基づき環境大臣が指定するものです。全国で35カ所が指定されており、合計面積は約244万ha、日本の国土面積の約6.4%を占めています(令和8年4月10日現在)。

国立公園では、開発等の行為が制限されつつ、風景の観賞など自然と親しみやすいように利用施設が整備され、かつ必要な情報が提供されています。

National
Parks
of Japan



野生生物課の業務内容

野生生物課では、野生鳥獣の保護管理、絶滅のおそれのある野生生物の保護、外来生物対策、ラムサール条約湿地の保全と適正利用の推進、動物の愛護に関する普及啓発等の業務を行っています。



野生鳥獣の保護管理

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)」に基づき指定された国指定鳥獣保護区(大山、中海、宍道湖、剣山山系、石鎚山系の5か所)において、野生鳥獣の捕獲等の規制、生息状況調査、巡視等の管理業務を行っています。

また、生息数が増加し生態系や農林水産業等に影響を及ぼすニホンジカやカワウの管理について、関係行政機関や地域住民等と連携し取組を進めています。



剣山山系鳥獣保護区に生息するツキノワグマ



絶滅のおそれのある野生生物の保護

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」に基づき指定された国内希少野生動植物種の捕獲、譲渡、販売等について規制、監視を行っています。

また、指定種のうち、スイゲンゼニタナゴ、アユモドキ、ウスイロヒョウモンモドキ、フサヒゲルリカミキリについて、関係行政機関や地域住民等と連携して、生息状況調査、生息環境の維持・改善、人工繁殖といった保護増殖事業等を実施しています。



フサヒゲルリカミキリのモニタリング調査



外来生物対策

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」に基づき指定された特定外来生物について、飼養等の規制を行うとともに、港湾地域等におけるヒアリ類の侵入監視など、特定外来生物の定着や拡大を防止する取組を行っています。

また、自治体や関係機関等との情報共有を行い、効率的な防除施策の推進や連携した防除に取り組んでいます。

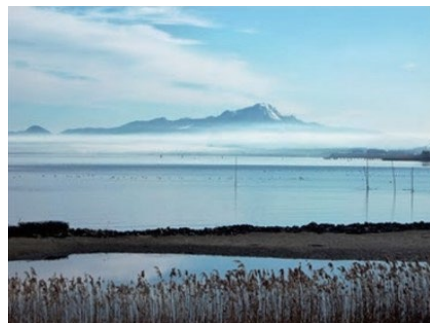


ヒアリ類の侵入状況調査



ラムサール条約湿地の保全と適正利用の推進

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」に基づき、登録された管内4か所の湿地(中海、宍道湖、秋吉台地下水系、宮島)について、関係行政機関等と連携して、保全や適正利用等の取組を推進しています。



中海と大山



動物の愛護に関する普及啓発等

「動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)」に基づき、動物の適正飼養に関する普及啓発を実施しています。

また、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(ペットフード安全法)」に基づき、一般飼養者の相談窓口として、農林水産省や関係者等と連携しながら、ペットフードの安全性の確保に取り組んでいます。

地域生物多様性増進室の業務内容

地域生物多様性増進室では、人類の生存基盤である生物多様性(※1)を、地域において将来にわたり確保していくことで、地域社会の持続可能な発展を支えるために、地域の自治体、事業者、学校、市民などによる生物多様性の増進(維持・向上、回復、創出)に資する取組を支援をしています。

※1:生物多様性とは……自然界の主要部分を占める生きものたちの多様性のことで、例えば、ツキノワグマ、ヤマザクラといった生物種間の多様性のほか、同じ生物種内でも形や模様が違うという遺伝子の多様性や、様々な生物種が存在する森林、湿原、海洋といった生態系の多様性も含まれます。多種多様な生きものたちが、例えば食物連鎖のように、お互いにつながりを持って持続可能な形で存在している健全な生物多様性は、同じく自然界の一員である私たちに多くの恵みを安定的に授けてくれます。



自然共生サイトの認定支援

企業の森や里地・里山・里海、都市緑地などで、事業者、自治体、民間団体などによる生物多様性の増進(維持・向上、回復、創出)に資する活動を、「地域生物多様性増進活動」として国(環境省、農林水産省、国土交通省)が認定します。認定された活動の実施区域を「自然共生サイト」と呼びます。認定されることで、地域の取組が公に知られ、企業などから支援を受けることになったサイトもあります。認定されたサイトのうち、一定の条件に適合するエリアは、OECD(※2)として国際機関のデータベースに登録され、世界中の人々に知られることになります。

皆さんの取組が自然共生サイトに認定されるよう、認定申請のお手伝いなど様々な支援を行っています。

※2:OECDとは……Other Effective area-based Conservation Measures の略で、「法律で開発規制されている保護地域以外で生物多様性保全に資する地域」のことです。国立公園や鳥獣保護区といった保護地域の「隙間」を埋める目的で、2010年名古屋で開催された第10回生物多様性条約締約国会議(CBD-COP10)で提唱された仕組みです。2050年までに「自然と共生する世界」を実現するために、衰退の方向にある生物多様性を2030年までに上向きにする(ネイチャー・ポジティブ)手段の一つ「30by30(サーティ・バイ・サーティ:2030年までに陸と海の30%以上を保全するという国際目標)」を達成する手段としても使われます。

★参考資料:環境省30by30ウェブサイト

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/>



事業者の本業における取組の推進

企業などの事業者の皆さんは、自らの事業を推進するために、直接的に或いはサプライチェーンなどを通して間接的に、地域の生物多様性の恩恵を受け、また、影響を及ぼしている可能性があります。それらは一般市民に比べて大きい場合があります。例えば、水を大量に使う業種であれば、その水を供給し続けている森林のことを思い浮かべてみてください。

あなたの事業を真に持続可能なものとしていくために、生物多様性との関わりを洗い出し、必要な自然資源を永続的に確保していくにはどう行動を起こせばよいか、考えるお手伝いをしています。

★参考資料:「生物多様性民間参画ガイドライン(第3版)-ネイチャーポジティブ経営に向けて-」
https://www.env.go.jp/press/press_01452.html



生物多様性地域戦略策定支援

生物多様性地域戦略は、生物多様性基本法で「地方公共団体は、定めるよう努めなければならない」とされています。いわゆる「生きもの保全計画」ではなく、地域の皆さんが地域の自然がもたらす恵みを将来にわたって受け続けるにはどう地域の生きものたちと付き合っていけば良いのか、それを明らかにする持続可能な地域づくりの計画です。

地域の多くの関係者が、自分たちのための計画として、作成に携わる仕組みが肝要です。そんな取組を支援しています。



生物多様性に関する相談受付、出前授業、イベント出展など

小学校から地域の団体、企業、自治体まで、目的や年齢層に合わせたオーダーメイドの出前授業や各種イベントへの出展なども行っています。随時受け付けておりますので、お気軽に御相談ください。



(一社)里山生物多様性プロジェクト 里山ビオトープ(南部町)



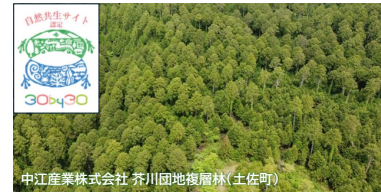
(株)岡山村田製作所 おかやまむらたビオトープ(瀬戸内市)



昭和化学工業 ひるぜん珪藻土自然サイト(真庭市)



新町川水系(西条市)



中江産業株式会社 芥川団地複層林(土佐町)



邑久町漁協 牡蠣の恵みと未来の海へ(瀬戸内市)



岡山県農業教育研究発表大会での講演

総務課の業務内容

総務課は、中国四国環境局の予算、物品、情報、人事などを管理し、局の適正かつ円滑な運営を支える役割を担っています。

また、職員の働きやすい環境づくりや職員研修等の企画、一般向けの広報活動、災害に備えるための各種計画の準備や防災訓練の強化などにも取り組んでいます。



会計・人事、福利厚生業務等

中国四国環境局が行う契約等の手続や、職員の採用活動や育成に関すること、人事に関する手続、職場環境の維持管理、職員の健康管理や労務管理など、職員が公正に、また安心して働ける環境を整える業務を行っています。



所管の国有地など国有財産の管理

中国四国環境局管内の3つの国立公園（瀬戸内海、大山隠岐、足摺宇和海）の中には、環境省が直接管理する国有地や、整備した構造物などがあり、これらは国有財産に該当します。総務課では、国立公園課・自然環境整備課と連携し、これらを含む国有財産の適切な管理を行っています。



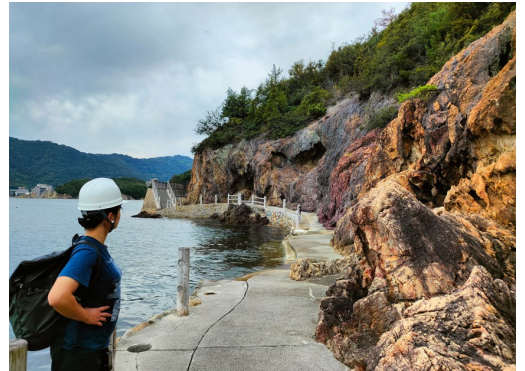
広報活動、情報公開

中国四国環境局に関する情報の公開を適切かつ速やかに行うとともに、各種取組を広く知っていただくため、ホームページや、各種報道媒体とも連携し広報を行っています。



防災対策

大規模な災害に備えるための業務計画の策定・見直しや職員の訓練、物品の備蓄など、所管地の防災対策を行うとともに、発災時には災害対策本部の事務局として情報の集約を担い、被災地支援活動を支えます。



国有財産（仙酔島海岸歩道）を点検する職員



災害対策本部



中国四国環境局による記者会見



中国四国環境局が入居する岡山第2合同庁舎

だい せん お き

大山隠岐国立公園



神話と山岳信仰が息づく
暮らしとともにある 山・島・海

◆面積／35,097ha(陸域のみ) ◆指定／S11(1936)年2月1日

大山隠岐国立公園は、大山から蒜山(ひるぜん)、毛無山(けなしやま)、船上山(せんじょうさん)を含む山岳地帯及び三徳山(みとくさん)一帯、島根半島の海岸部の一部、三瓶山(さんべさん)一帯及び隠岐諸島から成る、山と島と海の国立公園です。神話や山岳信仰とともに受け継がれてきた暮らしが、山と島と海の自然風景の中に溶け込んでいます。

中国地方最高峰の大山(標高1,729m)は、西方から見る優美な山容から伯耆富士(ほうきふじ)とも呼ばれています。また、北方と南方からは切り立った急崖地と荒々しい山岳風景を望むことができ、山麓の広大なブナ林の繋がりは四季折々の表情と自然の豊かさで見入る人を魅了し、蒜山の牧歌的風景など多種多様な山岳景観が楽しめます。



大山南壁(鳥取県江府町鍵掛峠より眺望)

島根半島は、中央部を断層が横断し、東側は沈降海岸、西側は隆起海岸となっており、複雑な海岸線に断崖、洞門、洞窟等が続く優れた景観を呈しています。また、公園内には出雲大社(いづもおおやしろ)、日御碕(ひのみさき)神社などもあり、神話や伝承が数多く残されています。

三瓶山は、室の内と呼ばれる火口原を中心として環状に連なる溶岩円頂丘の優美な山容と、その山麓部に広がる草原地帯の牧歌的な風景が大きな特徴となっています。また、堰止湖である浮布池(うきぬのいけ)を始め、三瓶火山の活動によって生じた3つの湖沼が風景に変化を与えています。標高800m以上の地域には、天然記念物に指定されているブナ林が広がり、多様な動植物の生息・生育地となっています。

隠岐諸島は、本土より北方約45～80kmの沖合に浮かぶ大小の島々からなり、優れた外洋性の多島海景観を有し、総延長300kmにも及ぶ海岸線には、断崖、海蝕等により高さ200mを越す断崖や数多くの洞門、洞窟等が連なる圧倒的な景観を呈しています。



大山山麓のブナ林(鳥取県大山町) 蒜山高原(岡山県真庭市)



三徳山三佛寺投入堂(鳥取県三朝町)



日御碕神社(島根県出雲市)



隠岐島の断崖257mの摩天崖(島根県西ノ島町)



浮布池と三瓶山(島根県大田市)

せ と ない かい

瀬戸内海国立公園



◆面積／67,280ha(陸域のみ) ◆指定／S9(1934)年3月16日

輝き続ける島と海—

自然と暮らしが調和する内海多島海景観

瀬戸内海は、紀淡（きたん）、鳴門（なると）、明石（あかし）、関門（かんもん）、豊予（ほうよ）の五つの海峡に区切られた海域です。その範囲は広大で、東西約450km、南北は約15kmから55km、面積は約230万haにもなります。

瀬戸内海国立公園は、日本で最初の国立公園の一つとして昭和9(1934)年に雲仙（うんぜん）と霧島（きりしま）とともに指定されました。その後、数回にわたって公園区域の拡張や見直しが行われ、現在、海域を含めると約90万haを超える日本一広大な国立公園となっています。

瀬戸内海国立公園の魅力は内海多島海景観です。瀬戸内海には多くの島があり、小さなものまで数えるとその数は、約1,000にも及ぶと言われています。このような多島海景観の中心をなす備讃（びさん）瀬戸、芸予（げいよ）諸島、防予（ぼうよ）諸島等の島々と瀬戸（狭い海峡）、それらを眺める展望地点などが国立公園に指定されています。また、寒霞渓（かんかけい）（香川県小豆島町）など、すぐれた山岳景観地も国立公園に指定されています。屋代島（やしろうじま／周防（すおう）大島）（山口県周防大島町）沖では、日本最大規模のニホンアワサング群集が存在し、良好な藻場とともに保護を図るため、海域公園地区に指定されています。



紫雲出山(香川県三豊市)



白砂青松:弓削島の法王ヶ原(愛媛県上島町)



虫明湾の牡蠣筏(岡山県瀬戸内市)



宮島の厳島神社(広島県廿日市市)

また、瀬戸内海一帯は古くから自然と人が共存してきた地域です。島々の段々畑や古い港町の家並、白砂青松など、古くから自然の中に溶け込んだ人の営みが垣間見える人文景観も瀬戸内海国立公園の魅力の一つです。

瀬戸内海の風景は、社会状況の移り変わりとともに少しずつ変化してきましたが、穏やかな内海に数々の島が浮かぶ風景は、今も昔と変わらず国内外から訪れる人々を魅了し続けています。

なお、瀬戸内海国立公園のうち中国四国環境局の管轄は岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛の6県で、大阪・兵庫・和歌山は近畿環境局が、福岡・大分は九州環境局が管轄しています。

あし ずり う わ かい

足摺宇和海国立公園

黒潮が育む大自然～豪快優美な海岸線

いのちきらめく森と海

◆面積／11,345ha(陸域のみ) ◆指定／S47(1972)年11月10日

四国南西部、高知県土佐清水市から愛媛県西予市にかけての海岸部や沖合の島嶼及び内陸の篠山(ささやま)、滑床(なめとこ)、法華津(ほけつ)岬地区などが指定されています。南部の足摺地域は、豪壮な断崖が連なる風景で、西南部の宇和海地域は、繊細な入り江と島嶼景観の広がる風景が特色です。

足摺岬などの一部は花崗岩となっていますが、全体的には砂岩や頁岩から構成され、波風による浸食を受け、独特の海岸景観をつくり出しています。中でも柔らかい砂岩が多い竜串では奇岩と呼ばれる多様な造形の岩を見ることができるほか、地層の中に残された古生物の足跡や排泄物などは、地質学的にも貴重なものとされています。



足摺岬(高知県土佐清水市)



滑床渓谷(愛媛県宇和島市・松野町)

内陸部にある滑床渓谷では、花崗岩が浸食されてできた滑らかな河床が特徴で、日本の滝100選にも選ばれた「雪輪(ゆきわ)の滝」を見ることができます。

もう一つ、この公園の大きな見どころとして、黒潮の影響を受けた優れた海中景観があります。宇和海地域では9か所約58ha、足摺地域で13か所約121haが海域公園地区に指定されており、宇和海地域は色彩豊かなウミトサカ類が、足摺地域はイシサンゴ類が見られます。さらに、両地域では、ソラスズメダイやチョウチョウウオなどの色あざやかな温帯性・熱帯性の魚類が見られ、南国ならではの海中景観を見せてくれます。



宇和海海域公園地区(愛媛県愛南町)
＜公益財団法人 黒潮生物研究所 提供＞



高茂岬(愛媛県愛南町)

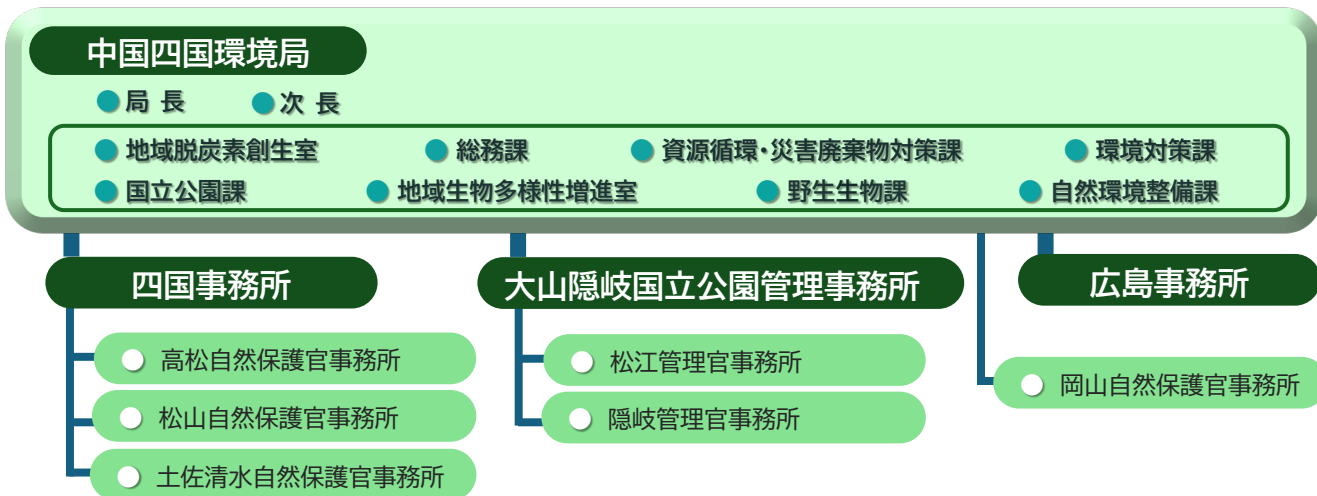


竜串海岸(高知県土佐清水市)

中国四国環境局の組織

環境省では全国の8つの地区に地方環境局を設置しています。このうち、中国四国環境局は、中国・四国地方を管轄しています。中国四国環境局には、地域に密着した環境行政を円滑かつ効率的に推進するため、四国事務所・大山隠岐国立公園管理事務所・広島事務所と計6力所の自然保護官事務所(主に国立公園の保護管理を担当)が配置されています。

●中国四国環境局 組織図



●中国四国環境局

〒700-0907
岡山県岡山市北区下石井1-4-1
岡山第2合同庁舎11階
TEL.086-223-1577



●四国事務所

〒760-0019
香川県高松市サンポート3-33
高松サンポート合同庁舎南館2階
TEL.087-811-7240



●大山隠岐国立公園管理事務所

〒683-0067
鳥取県米子市東町124-16
米子地方合同庁舎4階
TEL.0859-34-9331



●広島事務所

〒730-0012
広島県広島市中区上八丁堀6-30
広島合同庁舎3号館1階
TEL.082-511-0006(循環/環対)
082-223-7450(自然)

●岡山自然保護官事務所

(中国四国地方環境事務所内)

●高松自然保護官事務所

(四国事務所内)

●松山自然保護官事務所

〒790-0808
愛媛県松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎4階
TEL.089-931-5803

●土佐清水自然保護官事務所

〒787-0305
高知県土佐清水市天神町11-7
TEL.0880-82-2350

●松江管理官事務所

〒690-0841
島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階
TEL.0852-21-7626

●隠岐管理官事務所

〒685-0016
島根県隠岐郡隠岐の島町城北町55
TEL.08512-2-0149

【環境省】

〒100-8975
東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
TEL.03-3581-3351(代)
URL:<https://www.env.go.jp>

詳しくは、中国四国環境局のホームページをご覧ください。
<https://chushikoku.env.go.jp>



[illegible]